

P T A 等共済だより

第28号
2015/5/29発行
(毎月末発行)

文部科学省生涯学習政策局
社会教育課 P T A 等共済室
直通電話： 03-6734-2971
メール： pykyosai@mext.go.jp

■ 共済事業の見直しにあたり共済規程の変更が必要な場合の諸手続きについて

法の施行後5年目を迎え、認可が早かった団体は事業開始5年目を迎え、また、今年度でほとんどの共済団体が認可申請時に作成した3か年の事業計画や収支予算を終えることとなります。法に基づく共済事業を実施していかがでしょうか。様々な課題や改善点等も見えてきたのではないかと思います。補償制度や共済掛金等の見直しに伴い、どのような場合に共済規程の変更が必要になるか、また、必要な手続きはどんなことがあるかについてご説明いたします。

共済規程変更のポイント

- 共済規程の変更は、行政庁の承認を受けなければ、効力を生じません。(法第6条第2項)
⇒ 関係法令の改正に伴う規定の整理の場合は、行政庁の承認は不要です。(規則第7条)
ただし、この場合であっても、届出は必要です。(法第6条第3項)
 - 変更したときは、遅滞なく行政庁への届出が必要です。(法第6条第3項)
 - 共済規程の設定、変更は、社員総会又は評議員会の決議を経る必要があります。(法第6条第4項)
 - 「軽微な事項その他文部科学省令で定める事項」に係るものについては、定款に定めていれば、社員総会又は評議員会の決議が不要の場合もあります。(法第6条第5項)
⇒ ①関係法令の改正に伴う規定の整理や②共済規程(算出方法書)の変更の場合は、「軽微な事項その他文部科学省令で定める事項」に該当するため、定款に定めていれば、社員総会又は評議員会の決議が不要です。(規則第8条)
- 行政庁では、共済規程の変更の承認申請については、法第5条に定める基準、法第7条第4号に定める基準に適合するかどうか審査します。その他、監督指針に定められている項目にも参照してください。
- 共済団体は、定款に定められた共済規程の変更の際の周知の方法に従い、共済契約者や加入者等に周知する必要があります。



共済規程の変更手続き

上記のとおり共済規程の変更は、行政庁の承認が必要です。仮に平成28年度から制度の見直しを施行したい場合は、団体内で検討の上、社員総会又は評議員会で決議したあと、行政庁に変更の申請を行い、年度が始まる前までに行政庁の承認を受ける必要があります。実務では、チラシやパンフレット等の作成や説明会等を実施しているところがほとんどですので、共済契約者や加入者となる者に対して説明をする前までには、行政庁の承認を受ける必要があります。計画的な取り組みが必要になります。

- 共済規程の変更の承認申請には、次のものが必要になります。
 - ・承認申請書
 - ・変更理由書
 - ・共済規程中の変更しようとする箇所を記載した書面(新旧対照表等)
 - ・共済規程の変更を決議したときの社員総会又は評議員会の議事録又はその謄本
 - ・事業計画や収支予算に係るものであるときは、変更後の事業計画書又は収支予算書

■ 業務報告書の提出

事業年度終了後三月以内に業務報告書を行政庁に提出する必要があります。3月末で年度末を迎えた法人は、6月末までに提出して下さい。公益目的支出計画を実施中の一般社団・財団法人(特例民法法人からの移行法人)については、P T A等共済法で定める業務報告書の他に、別途、公益目的支出計画の実施報告を行う必要がありますのでご注意願います。お忘れなく。

なお、年度末時点の純資産が1億円を超える場合には、公認会計士や監査法人のP T A等共済監査が必要になります。業務法古書には、P T A等共済監査の監査報告書も添付して下さい。

■ F A Q Q 1 : 前回の本誌面において「マイナンバー(社会保障・税番号制度)」についてのお知らせがありました。どのような制度なのでしょう。

A 1 : マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。平成27年10月以降、住民票のある国民ひとり一人にマイナンバー(12桁の個人番号)が、付与・通知される予定です。また、個人のほかにも法人にも法人番号(13桁)が指定されます。

平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続でマイナンバーが必要になります。

- (例) 社会保障…医療保険の保険料徴収や年金の資格取得や確認等
税…税務書に提出する申告書や届け出書等
災害対策…被災者生活再建支援金の支給、被災者台帳等

Q 1 : 「マイナンバー(社会保障・税番号制度)」導入に伴い、共済団体として対応することはありますか。

A 1 : 法人として、各種の社会保障手続や源泉徴収票等の税手続にマイナンバーを記載することが想定されています。民間の保険会社の場合は、100万円以上の保険金を支払った際に、税務署に支払調書を提出することになっています。これは、所得税や相続税などの申告漏れなどがないように活用されています。(保険金等を受け取った際に課される税金の種類については、保険料負担者等によって異なります。本誌第16号を参照して下さい。)

各種手続に、従業者等のマイナンバーを記載する必要が出てくるものと思われるので、しっかりとした準備が必要になります。また、マイナンバーの取得については、利用目的の明示と厳格な本人確認が必要であるとされており、その利用や管理についても「個人情報」のひとつとして、組織として適切な安全管理措置を取ることが求められます。

なお、6月5日(金)のP T A等共済法研修会(団体向け研修会)においてもマイナンバーについて説明する予定です。

■ おしらせ

- ・ P T A等共済法研修会について、たくさんの御申込ありがとうございました。
- ・ 各団体においては、今年度の事業計画、年間スケジュール等が策定され、総会で決議されている頃であると思われます。今年度に役員向け研修会やコンプライアンス研修会等を予定している団体で講師派遣が必要な場合は、日程調整が必要になる場合がありますので、お早目に御相談ください。



認可後の運営や共済事業の見直し、指導や監督等について御相談がありましたら、お気軽にP T A等共済室まで御連絡ください。

認可申請についての御相談もお待ちしております。一緒に解決していきましょう。

<次号の発行予定：6月30日>

■ 共済団体のご紹介

一般社団法人新潟県PTA安全互助会（共済事業開始：平成24年4月）



後方は駿河局長

前列左：古川さん、前列右：羽田野さん

＜事業運営の現状と今後の課題～人口減少社会への対応～＞

共済事業は3年が経過し、毎年度の共済金支払いも予算内で推移しています。準備金の積み立ても予定どおりで、定款上の積立額には届かないものの、規則24条2項の額を超えました。経営的には安定した状態ですが、今後は児童生徒、PTA会員数の減少が予想され、加入率の高い絶対数の減少だけにその対応が大きな課題となってくると思います。

人口減少社会は構成員に負担と自立を強いる社会です。PTA等共済法による共済事業の最大の強みはスケールメリットです。少ない掛金のわりには保障内容が充実しているのが特徴で、全員参加の多いPTA活動の推進にはこの補償制度が欠かせません。しかし、スケールメリットは空気みたいなものです。なくなればその存在や大切さは分かりますが、構成員にその自覚はありません。保険会社の保障プランは商品ですから、掛金設定は保険会社の裁量に委ねられますが、共済事業の場合は社員総会等の議決が必要です。つまり出資者と受益者が一緒になって掛金設定を行うわけです。掛金はできるだけ少なくしたい、これが普通の心情です。その時にスケールメリットの価値をどう見積もるかは一一人の構成員によって違います。また、必ず問われるのが経費の無駄遣いや運営の透明性です。

今後10年程度の児童生徒、PTA会員数の減少を見通した事業の継続と掛金の関係についてじっくりと時間をかけた議論をしていかなければと思っています。（事務局長 駿河仁志）

公益社団法人全国子ども会連合会（共済事業開始：平成24年4月）

平成24年度からPTA等共済法に基づく制度共済が始まりました。3年を経過し、制度自体が全国に浸透したことで共済事業は順調に推移しております。

現在の課題は、加入者の減少と事故発生状況の地域別の較差です。加入者の増強については、都道府県・指定都市子連にご尽力をいただいているところです。較差については、行事への取り組みによるところが大きく、スポーツ行事を中心にしている子ども会はどうしても支払い事故が多くなります。

過去3年間のデータを見ると明確にその傾向が出ております。この問題を解決する為には、まず事故が発生しないように事故防止に取り組むことが求められます。スポーツ行事時の事故防止への取り組みを強化するため、26年度にはスポーツ事故防止マニュアルを作成しました。

スポーツの専門学校である、日本体育大学の先生、同校出身の小中学校の先生、小学校の校長先生によりスポーツの事故防止マニュアルの小冊子が出来上がりました。マニュアルに基づく、スポーツ事故防止セミナーの開催等により事故の多い地域での事故防止対策を強化し、較差の是正を図っていく計画です。

スポーツ事故対策に効果が見られない場合は、制度自体の問題も考えられますので、規程の変更等の対策が必要になります。全国の地域間較差をなくすことが、制度を継続するために重要な要素になりますので、4年目を迎えた平成27年度は安全普及啓発活動に大いに取り組む予定です。

なお、マニュアル（300円）は関係各団体様にもお分けできますのでお申し出ください。（事務局長 兼 協賛事業部長） 杉浦隆）



2015/4/17全国子ども会連合会
事務担当者会議で説明する杉浦局長
右奥は、丸山会長

PTA等共済室

□5月15日（金）TPP説明会（会田）

□5月22日（金）日本PTA全国協議会会長会（課長、下田補佐、会田）

■ 平成27年度第1回PTA等共済法研修会

標記会議の御申込受付を終了しました。ありがとうございました。申込状況と研修内容は次のとおりです。

①自治体向け…6/4(木)13:00-17:00 12自治体16名の参加申込。（参考）認可自治体：17

4月の異動によって、担当者の変更が多くありました。今回の研修は、共済事業の意義や法律制定の経緯、法の規定等基礎的な内容を中心に、法改正や立入検査等についても説明します。

②団体向け…6/5(金)13:00-17:00

23団体45名の参加申込。（参考）認可団体数：26

役員（事務局長以外）の参加申込率は22.2%でした。

団体向け研修会のグループ討議では、公益法人や一般企業等の不祥事の例を参考に共済団体としての対応を考える講座を用意しています。

テーマごとにグループ分けを行いますので、他の共済団体との意見交換等も行いながら積極的に参加していただければと思います。



平成27年2月12日(木)
自治体向け研修会の様子

平成27年2月13日(金)
団体向け研修会の様子

■ 編集後記

つい最近上野東照宮に牡丹（ぼたん）の花を見に行ってきました。大きく色鮮やかな花は、とても存在感があり他を圧倒する美しさがありました。牡丹の花は、「ねぶた」の土台にあたる「ひらき」という部分に描かれる模様で、津軽の人にはとても馴染みのある花です。地元には、花にも興味あるわけでもなく、本物の牡丹は見たことがありませんでしたが、東京にきて、何回か見るようになりました。「ねぶた」に描かれる牡丹は、江戸時代に津軽地方を治めていた津軽家の家紋です。外様大名だった津軽家の家紋である牡丹を徳川家康を祀る上野東照宮で見たこととなります。

ところで、江戸、すなわち東京は、私達が教科書で学んだ歴史の舞台です。文科省の近くにも桜田門外の変の外桜田門、襲撃された井伊直弼の屋敷は、現在の憲政記念館のあたりらしいです。襲撃前に水戸藩脱藩状を出したのが、飯田橋あたりの水戸藩上屋敷になります。憲政記念館から、桜田門に向かうわずか数百メートルのところ襲撃されたわけです。

この事件の日、安政7年(1860年)3月3日で季節外れの雪が降っていたのは有名ですが、その雪は大きな「牡丹雪」だったと言われています。東京に研修会に参加するときに古地図を持って江戸散歩はいかがでしょうか。（共済室：吉谷）

